

構造改革特別区域の提案等に対する今後の政府の対応方針

平成 29 年 9 月 27 日
構造改革特別区域推進本部決定

国家戦略特別区域に関する新たな規制の特例措置に係る提案について、国家戦略特別区域法第 38 条第 1 項の規定に準じて、構造改革特別区域（以下「特区」という。）に係る提案とみなして取扱うこととし、内閣府が関係府省庁と調整を行った。さらに、これまでの特区の提案に対する政府の対応方針において「関係府省庁において今後前向きに検討を進める」とされた規制改革事項についても検討を行った。

構造改革特別区域推進本部は、これらを踏まえ、今後の政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

1. 新たに特区において講じるべき規制の特例措置

新たに特区において講じるべき規制の特例措置は、別紙 1 のとおりとする。

2. 全国において実施する規制改革事項

特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することとなった規制改革事項の実施時期、内容等は、別紙 2 のとおりとする。

3. 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項

関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項は、別紙 3 のとおりとする。これらについて、関係府省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣府に所要の報告を行い、内閣府は、提案の趣旨を損なわないよう適切にフォローアップしていくものとする。

別紙1 新たに構造改革特別区域において講じるべき規制の特例措置〔A分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
710	特産酒類の製造事業	酒税法(昭和28年2月28日法律第6号)第7条第2項	<p>地域の特産物である農産物等を原料とした単式蒸留焼酎、果実酒、<u>原料用アルコール又はリキュール</u>(以下「特産酒類」という。)を製造するため、特産酒類の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を、<u>単式蒸留焼酎又は原料用アルコール</u>にあつては適用除外、果実酒にあつては2kl、リキュールにあつては1klとする。</p> <p>※ 今回、下線部の酒類を新たに追加</p>	財務省

別紙2 全国において実施することとなった規制改革事項の実施時期、内容等〔B-1、B-2分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁	措置区分
1031	生産森林組合の施業の委託要件に係る制限の緩和	森林組合法第93条、第95条 森林組合法の運用について第2の1、2(昭和53年9月14日付け53林野組第175号林野庁長官通知)	生産森林組合に関する実態調査等を踏まえ、第190国会で成立した森林法等の一部を改正する法律(平成28年法律第44号)において、森林組合法改正により常時従事義務等を課されない他の法人形態への組織変更手続の創設等生産森林組合制度の見直しを行うとともに、平成29年3月、林野庁長官通知を改正し、「(生産組合がその所有等に係る森林の施業を他に委託することについては)・・・これが組合の所有等に係る森林の過半に及ぶことは好ましくない」との記述を削除したところ。	平成29年4月1日	農林水産省	法律

別紙3 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等〔F分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
822	職業能力開発短期大学校から大学への編入学	学校教育法（昭和22年法律第26号）第108条第7項、第122条、第132条等	<p>平成26年に行った告示改正を受けて、全大学を対象として、平成27年度間における職業能力開発短期大学校等における学修を単位として認定した実績について調査を行ったところ、実績は0件であった（回答率61.9%）。</p> <p>中央教育審議会における議論において、職業能力開発短期大学校等から大学への編入学を可能とするためには、職業能力開発短期大学校等における学修の相当部分が、大学における学修に相当するものとして、既修得単位として振り替えることが認められることが前提となるとされていることを踏まえれば、今後、職業能力開発短期大学校から大学への編入学の検討を進める上では、上記の単位認定の実績が一定程度見られることが必要不可欠である。</p> <p>このため、文部科学省としては、申請団体に対し、当該申請団体内の職業能力開発短期大学校が大学との間で単位互換等の取組を進めるよう促すことを求めることとし、その結果を受けて、今後の対応を検討することとする。</p>	平成29年度中	文部科学省
1242	特定経路における仮ナンバープレートの取り付け免除	<p>道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第36条の2</p> <p>道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第26条の5</p>	<p>総合特別区域法（平成23年法律第81号）に規定する「回送運行効率化事業」の実施状況については、後面の番号標の取付免除による作業効率化の効果は認められるが、平成26年9月に行った現地確認では、前面の番号標が適切に取り付けられていない事例、回送運行の隊列内に一般車両が混入する事例が見受けられた。</p> <p>このため、改めて総合特別区域法に規定する「回送運行効率化事業」の実施状況の現地調査等を行い、当該事業の実施状況等を見極めた上で必要に応じて実効性のある代替措置を検討しつつ、本件に係る取扱いについて、平成29年度中に結論を得る。</p>	平成29年度中	国土交通省